

## 主な指導事例（平成27年1月）

## ○ 買いたたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

業種	概要
出版業	A社は、原稿の執筆、雑誌のデザインの作成、写真撮影等を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
建設業	B社は、建築工事を委託している事業者及び建築資材の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの代金を据え置いていた。
娯楽業	釣堀施設を運営するC社は、当該施設において使用する魚の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの納入代金を据え置いていた。
畜産サービス業	D法人は、動物への予防接種業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
学校教育業	学校法人Eは、専門学校の講師を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。